

平成26年小布施町議会11月会議会議録

議事日程(第3号)

平成26年12月4日(木)午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 原 勝巳君 | 2番 | 小林一広君 |
| 3番 | 渡辺高君 | 4番 | 小西和実君 |
| 5番 | 小林茂君 | 6番 | 富岡信男君 |
| 7番 | 山岸裕始君 | 8番 | 川上健一君 |
| 9番 | 大島孝司君 | 10番 | 小淵晃君 |
| 11番 | 関谷明生君 | 12番 | 渡辺建次君 |
| 13番 | 関悦子君 | 14番 | 小林正子君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------------------|--------|
| 町長 | 市村良三君 | 副町長 | 久保田隆生君 |
| 健康福祉部門 総括参事 | 竹内節夫君 | 健康福祉部門 グループリーダー | 中條明則君 |
| 地域創生部門 総括参事 | 八代良一君 | 地域創生部門 グループリーダー | 畔上敏春君 |
| 行政経営部門 総括参事 | 田中助一君 | 行政経営部門 グループリーダー | 山崎博雄君 |
| 教育委員長 | 中島聰君 | 教育長 | 竹内隆君 |

教育部門
事務
監査委員

池田清人君
畔上洋君

教育部門
推進幹

富岡広記君

事務局職員出席者

議会議務局長

三輪茂

書記

堀内信子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関谷明生君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関谷明生君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（関谷明生君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

都合により、2番、小林一広議員から午前中、8番、川上健一議員から1日欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関谷明生君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。

昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（関谷明生君） 最初に、14番、小林正子議員。

〔14番 小林正子君登壇〕

○14番（小林正子君） おはようございます。

通告に基づいて2点質問いたします。

まず、除雪対策について質問いたします。

今季の除雪対策会議が11月28日に開かれたとお聞きしております。なるべく降らないことを祈っていると業者の声です。町民の皆さんも同様のお考えと思います。

ことし2月の大雪で広域にわたって大雪害となり、農業への被害は深刻でした。小布施でもビニールハウス倒壊など被害が出ました。地方事務所の調査では、北信地方の復旧への着工は30%に満たないとのことであります。引き続き被害農家の農業再建への救済対策が望まれています。

あのような雪害はことしはないように祈っておりますが、高齢になってきますと、ふだんの積雪でも除雪は大変困難です。隣近所が共同で、あるいは自分の家の周りは自分で雪かきをするとしてきた習慣がありますが、昔は人が歩けるだけの雪かきで済んだものが、現在は車が通れる幅の雪かきをしなければならなくなっており一層困難です。

除雪の悩みは、高齢化が進んで子供世代の働き手がない世帯が増加している小布施町では、どの地域も共通の悩みであると推察されます。従来どおりの主要幹線と通学路などの除雪は業者に委託して、あとの生活道路は自助共助でということでは済まされなくなっていると考えます。町としてのきめ細かな除雪対策を講じるべきと思います。

具体的に質問します。

（1）国道403号の陸橋歩道が除雪されていない、除雪してほしいとの声が寄せられています。ここの除雪体制はどうなっていますか。

（2）として、通学路の除雪は最優先されていることと思いますが、登下校前に除雪が完了するよう体制が整えられていますか。

（3）として、これまで住民が共同で行ってきた集落内、住宅地内、団地内の道路の除雪については、高齢化が進み住民の共同だけでは除雪が困難になってきています。町が業者に委託している従来からの除雪区間に加えて、高齢化などによる除雪困難地域を町としてチェックする、あるいは申告、申請を受けて業者に委託するなど対策を立てていただきたいと思っています。

認を行っております。

除雪を行っていただいている業者の方々には、通常、午前4時半に出動したときの通学路の除雪完了を午前7時までに行うようお願いをしております。ただ、雪の降り方ですとか、最近、4時半現在は基準の10センチには全然達していなくても、その後、雪が降って急遽除雪をお願いするとか、そういった状況もありますので、なかなかその通学時間帯に間に合わないというようなこともあります。できるだけ頑張ってもらいたいというようなお話を申し上げているようなところでございます。

それから、3点目の住民共同による除雪を町が実施、それから除雪110番の設置ということでございますが、まず、町では個人の住宅の除雪については社会福祉協議会のほうに委託する中で、独居高齢者、あるいは高齢夫婦のみの世帯を対象に軽度生活支援事業として実施のほうをしております。また、社会福祉協議会ではこの事業とは別に、ボランティア事業として住民からの要請があったときは個人宅の除雪を行っております。

このほか、松村自治会では住民有志により自治会内の高齢者等を対象に除雪が必要なお宅の作業に従事されるなど自発的な活動に取り組まれていると聞いております。また、歩行に支障が出るような除雪があったときは、全ての区民が早朝より協力し、まず通勤通学路を除雪し、その後、自宅周りを行うというような自治会もあると聞いております。

このように、まずは自分たちの暮らしは自分たちで守ることを優先され、高齢化により難しいときは、隣近所支え合っていくことがこれからの社会にも求められることと認識をしております。そうした社会が構築できるよう地域づくりも進めております。

町としましても、まずは住民の皆さんの移動を確保するために限られた資源の中で除雪を行っており、高齢者宅、あるいは通学路等の除雪を自治会として積極的に取り組みが図れるよう、また全ての自治体のほうに小型除雪機を配備をさせていただいております。今後も、そういったお願いを自治会等にしていってほしいというふうに思います。

それから、除雪110番については、現在、高齢者宅の除雪窓口として社会福祉協議会のボランティア事業が対応しており、ボランティアによる除雪をあっせんをしております。まだまだボランティアの担い手不足など早急な除雪につなげられてはおりませんが、皆さんの助け合いの精神をもって行っていますので、ご理解をお願いいたします。

なおまた、通常の除雪路線だけでなく、ことしの2月のような大雪が降りますと、必要などを時間はかかりますけれども全て除雪ができるような手配をしておるような状況ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（関谷明生君） 小林正子議員。

○14番（小林正子君） 2点ばかり再質問をお願いいたします。

国道403号の陸橋の歩道についてなんですけれども、これは国道なので当然建設事務所がやるべきところだと思います。ところが歩道の除雪は、建設事務所では道路幅が狭いために除雪はしないというようなことのようにですけども、それともう一つは、各自治会に小型除雪機を1台貸与しているので、その小型除雪機を有効に活用していただきたいというふうなご答弁でしたけれども、まず須坂事務所へこの歩道の除雪については依頼したことがあるんですか、今まで。それでどのように答弁がされているのか。当然、あそこの歩道は除雪できるだけの道路幅があるというふうに認識しているんですけども、その辺のところでは町としてはきちんと依頼しているのかどうか。

それと、各自治会の小型除雪機を有効活用してというようなことでおっしゃいましたけれども、この自治会をお願いしているとはどこの自治会にこの点についてお願いしているのか、その辺のところでご答弁願いたいと思います。お願いします。

それともう一点、除雪、今まで共同でやってきたところが高齢化によってできなくなってきているということで、独居老人、それから高齢者夫婦のみの世帯に対しては軽度生活支援事業として社会福祉協議会で実施しているということは承知しているんですけども、それ以外の場所ですね。うちのほうでもありますけれども、ほとんどの人が、集落というのか隣近所がみんな高齢化になって、とてもじゃないけれども今までどおりには除雪ができなくなってきているというような状態の場所があるんですね。そういうところに対する町としての除雪の業者への依頼とか、それからボランティアへお願いするという点でも、ある程度町の庁舎内に除雪110番のような、ここに連絡をくれると対応しますよというようなものが必要だというふうに私は思っているんですよ。

社会福祉協議会の場所との違いというのは、やはり除雪に関しては町が社会福祉協議会にどの程度の委託金でやってもらっているのかはわかりませんが、町の責任で除雪をきちんと町民が安心して移動できるような方法をとるということは必要なことなので、町として除雪110番をぜひ設置してもらいたいというふうに思います。そういう点での答弁をお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） まず、1点目の陸橋の歩道、403号の歩道を須坂建設事務所のほうに依頼なり、要望なりをしているのかということですが、一応歩道等の除雪

も要望はしてきております。今、現実的に403号の歩道、陸橋の部分を除いてかなり狭くて、ちょっと除雪のしようがないというような状況もあろうかと思えます。そんな中で今後歩道の整備が進めば、それなりに歩道用の除雪機が入れる可能性が出てくるのかなというふうに思えます。延長の中で陸橋のところだけが広くとられているので、ちょっとそこだけというわけにはなかなか手をつけられないというような現状だと思えますけれども、再度そういった要望をこちらでまたしていきたいと思えます。

なお、建設事務所のほうでは、歩道の関係につきましては、現在、小布施の駅前から小学校前の歩道と、それから小布施橋の歩道ですか、そういったものの除雪については対応をいただいているというような状況でございます。

それから、小型除雪機は基本的な運営というのはコミュニティ、あるいは自治会のほうにお任せをしております、それをもってこの場所を町のほうから除雪してくださいというようなことは特段申し上げてございません。地域の中で必要なところをぜひやっていただきたい。特に高齢の方で除雪にお困りの世帯ですとか、そういったことも含めて、できるだけお願いはしたいというようなことで自治会のほうにはお話をしているつもりです。また自治会長会議等々でも、改めてそういったお願いはしてまいりたいと思えます。

それから、実際にお困りの方、町のほうで業者を手配してみたいなご質問も3点目でいただいておりますけれども、実際に業者自体も今目いっぱい、町のほうでもほかにいけば探して、またお願いをしていきたいと思うんですけれども、現実を申し上げますと、十数年前は五、六社で町内の除雪を賄っていたんですけれども、やはりいろいろな建設業の状況ですとか、そういった中ではなかなか対応し切れなくなって、いろいろと除雪をしていただける業者の皆さん結構お願いをして歩いて探したといいますか、お受けいただけるところをお願いをしてきているというようなことで、現在、先ほども申し上げましたが15社までふやしてお願いをしておるところなんですけれども、今後もそういった業者の皆さん、新たにお願いできるようなところはお願いしながら町の除雪のほうの対応は進めてまいりたいと思えますけれども、かなり全体的には建設業そのものの減少、それからオペレーターをしていただける従業員の方の確保、そういった問題をかなり内側には抱えているというような状況の中で相当無理をお願いして町の除雪をお願いしている面もでございます。

今後とも業者の皆さんにも改めてお願いをするとともに、新しくやっていただける業者を探して、できるだけ除雪の路線の延長がふやせていけるような努力はしてまいりたいと思えますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 小林正子議員。

○14番（小林正子君） ただいま再質問への答弁いただきましたけれども、この国道403号の歩道については、本当に交通量もありますし歩道がしっかりと除雪されていないと歩く人にとっては大変危険が伴うという点で、ぜひこの歩道についてはきちんとやっていただきたいというふうに思うんですけれども。それと陸橋についての除雪ですが、以前、お孫さんが高校に通うときに、その陸橋を歩いていったので、おじいちゃんが一生懸命除雪していただいたという経過があります。そういう点でも、本当にこの403号、国道なんですからね、国道に格上げされた道路なんですから、やはりしっかりと県の建設事務所で取り組んでいただけるようにね。

これは、一歩間違えば大きな交通事故にもなりかねないことだというふうに私は思っています。そういう点でもきちんとやっていただくという、それであそこに関しては小型除雪機でやるにしても大変やりにくい場所だというふうにお聞きしています。そういう点では、やはり建設事務所のほうにきちんと要望をするということを再度お願いしたいと思っておりますけれども、お願いします。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 403号につきましては、きちんと県のほうに改めてお願いしろということでございます。現実的には、歩道の雪ですとか状況を見て、そのときの除雪はなかなか難しいんですけれども、目に余るようであれば県のほうに全部排雪をかけていただくようなお願いも毎年状況を見て町のほうからもしております。そんなとき、県のほうも状況を見て対応をいただいているような状況もございます。

そんなことも含めて、またことしも事故等あったら本当に困りますので、県のほうにしっかりとまたお願いはしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（関谷明生君） 小林正子議員。

○14番（小林正子君） 2点目に入ります。福祉灯油暖房費への補助の実施について質問します。

アベノミクスは、物価上昇率2%でデフレ脱却し景気回復するとして日銀による異次元の金融緩和などの政策を実行しました。この結果ははっきり株価の値上がりや円安にあらわれましたが、経済の好循環は生まれず、景気は回復するどころか消費、雇用、実質賃金、国民総生産、どの指標をとっても国民生活の苦しさを示すだけとなっています。これは数値をあれこれ解釈する以前に私たちの生活実感から感じているとおりであります。

さらに、4月から消費税を8%に増税しました。直後の消費落ち込みは想定内としていたのに消費は回復せず、安倍首相は来年10月の消費税10%実施は2017年4月まで1年半延期する、ただし、その際には日本経済がいかなる状況にあらうとも消費税率を10%にすると宣言しました。アベノミクスも消費税増税も大企業の利益だけを考えて、国民生活を全く無視した安倍政権の間違いだったことは明らかです。

現役で働く庶民の生活の元手であり唯一の収入源である賃金は一部大企業でわずかにアップがありましたが、実質賃金は15カ月連続で低下を続けています。一方、高齢者の年金は切り下げられて、物価上昇が無慈悲に負担となってかぶさっています。電気料金、ガス料金も昨年と比べて10%くらい上がっています。この7月から9月には、悪天候も原因して野菜が急騰するなど食料品も値上がりしました。来年1月には即席麺大手5社が一斉値上げをすると発表しました。これらの値上げの原因は、円安で原油や食品原料などの輸入価格が上昇したためと報道されています。まさにアベノミクス値上げです。年金生活の高齢者の生活は大変です。

政府は昨年の年金1%削減に続いて、ことし6月の支給分からさらに0.7%削減しました。この結果、年金額から物価上昇分を差し引いた実質年金額も17カ月連続で前年同月比マイナスです。安倍政権発足時と比べると実質的な年金額は6%以上も目減りしています。基礎年金を満額支給されている人で年間で5万円弱の目減りになっています。これがアベノミクスの実態であって、株価の急騰や景気が回復基調にあるなどという日銀や政府の景気宣伝は全く庶民とかけ離れていて、政府が進めようとしている日本経済は今や国民の実生活とは関係なく、ごく一部の企業経営者や大株主、富裕層のためのものとなってしまっていると本当に実感できます。

こうした中で町の生活は、どうしても手元に置いて読みたい本があって買おうとしても何を削ろうかと思案する。また、病院へ行くにも年金をもらえる支給月に予約を入れる、そのときに薬代も払う、このような節約は当たり前になってきています。節約できるものはいいいとしても、寒さは怖い、削れるものではないものとおっしゃっています。本当に高齢者の皆さんが一番心配されているのは寒さに対する対応です。

さて、私は昨年も12月会議で厳寒の寒さの厳しいときの灯油価格上昇の状況から福祉灯油を要求しました。その際の町の答弁は、国が予算をつけていないからやらない、周辺の市町村の福祉灯油実施などの様子を見て、ほかがやるならやるという、まことに主体性のない情けない答弁でした。ことしは今のところは暖冬で来ていますが、今後どのような展開になる

か、暖冬といっても暖房が欠かせない厳しい寒さに違いはありません。また、灯油価格は高騰の水準のままです。

いずれにしてもアベノミクスで庶民の生活は四苦八苦です。アベノミクスによる町民の生活への打撃から少しでも救済するために、抜本的に支給対象と支給額を引き上げた福祉灯油の実施を求めますが答弁ください。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

〔健康福祉部門グループリーダー 中條明則君登壇〕

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） おはようございます。

それでは、私のほうから小林正子議員のご質問についてご答弁を申し上げます。

昨年も同じ要望をいただき、その際、灯油価格の動向、あるいは近隣の動向等を考慮し判断させていただくとご答弁申し上げております。結果、本制度が国の施策として実施された平成19年、20年冬期における灯油価格に比べ昨年度は低価格で推移したこと及び近隣でも大半の市町村が実施していないことから、町でも行っておりません。

灯油価格については平成20年8月に18リットル当たり2,400円台を示しましたが、平成21年夏には1,300円台まで下がりました。その後、本年7月まで上下の波はありながら上昇傾向で推移しています。しかし、国の石油製品価格調査における長野県内の灯油価格では、本年7月の1,941円をピークに、直近の11月25日では1,808円と減少傾向にあります。ちなみに、この価格は昨年冬期におけるピーク時の1,858円を下回るものであり、この傾向が続く中では助成の必要性は低いものと思われまます。

そうした中、政府では2014年度補正予算案に低所得者向けの灯油購入補助の計上が検討されていることがさきの新聞報道にありました。今後、地方に対する交付金に灯油購入支援策が盛り込まれるときは町としても実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（関谷明生君） 小林正子議員。

○14番（小林正子君） 国の動向を見てということなんですけれども、平成26年11月の地域別価格の推移、灯油の価格の推移ということで、この県の調査によりますと7月は1,929円60銭から26年11月には1,800円と少し下がっていますけれども、これは今、アメリカの原油価格が上がれば円安がもろに今後反映してくるというものでありまして、この灯油価格については、はっきりとこの方向で推移していくというわけでも決していないというふうに思われます。

それと、この1,800円というのは決して安い価格ではないということなんですね。私たちが年金生活でやっていく場合でも、この18リットル当たり1,800円ということに関しては本当に高値というふうに思われます。そういう点で、やはり特に高齢者、それから障がい者、ひとり親家庭とか生活保護世帯、低所得者層に対しては、私は暖房代の補助ということで、国がやるか、やらないかを見きわめてからではなく、町として、そういう厳しい状況にある人たちへの補助ということで私は暖房費補助は出すべきだというふうに思います。

よく小布施町は予算が厳しいからそういうことはできません、何事においても予算がないからできない、予算がないからできないという答えがよく返ってきます。そういう点で本当にそうなのでしょうか。私は、必要はところに必要な予算をきちんとつけるということが大事なことだと思います。本当に予算がないのかどうか、必要な予算がつけられないのかどうか、そういう点でもよく精査して、つけるべきところにはきちんとつける。国民が一番困って、町民が一番困っているところにやはり予算をきちんとつけていくというのが、これが当たり前の私は小布施町のあり方だというふうに思います。それが町民にも優しい、訪れてきてくださる方たちにも優しい小布施町ということが言えると思うんですよね。そういう点で再度、私はつけるべきというふうに思うんですけれども答弁願います。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） では、再質問にお答えをいたします。

灯油の価格につきましては、きょうの新聞報道にもよりますけれども石油輸出国機構の減産見送りということで今後下落が見込めるんじゃないかということで、直近では灯油の価格が長野県内1,794円と、また先ほど申し上げた額よりも幾分か、14円ですかね、下がっております。

このような状況の中で、当然、議員おっしゃる本当に必要なところに予算をつけていくということ、当然私どもそういうふうに考えております。ただ、やはりこの灯油価格の下落傾向がしばらく続きそうだというような予測もありますので、当面は灯油価格の状況、あるいは先ほど私が申し上げました国の状況等々を考慮をさせていただきまして、今後どうなるか状況等を見きわめながら判断をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（関谷明生君） 小林正子議員。

○14番（小林正子君） 町長にお伺いします。町長は、こういう福祉灯油について、今、18リットル1,800円という値段について、本当に10万円足らずの年金者にとってこの1,800円

という値段が安いと感じられるかどうか。私は年金でやっていらっしゃる方たちにお伺いしますと、とてもじゃないけれども買えないというようなこと。それで、買えないからどうしているかという、電気こたつをちょっと温度を高目にして、それですっぱり入って冬をしのぐしかないんだというようなことが言われているんですね。

その電気こたつに関しても電気代が高いから本当に温度をしょっちゅう調節しなきゃならないんだというようなことで、本当に困っている人たちは、そういうふうに四苦八苦している現状なんですよ。私は、町の予算というのはそういうところにつけるのが当然じゃないかなというふうに思うんですけども、町長はその辺のところでもどのように感じているのかお答え願いたいと思うんですけども、お願いします。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 再質問いただきました。今、灯油のお話でしたけれども、物の値段というのを私は余り例えばスーパーとか、そういうところへ自分自身で出かけて買い物をする機会、スーパーだけじゃないですけども余りないものですから、家の者はもとより、町の方に随分お聞きすることがあります、現実どうでしょうかという。今お話しのように、円安でもって随分いろいろなものが高騰されている。中にはちょっと便乗だなというふうに思われるものもありますけれども、それと消費税が上がったということで随分上がっているよ。そういう中で大変前よりも全体に生活がしにくくなっているというお声はきちんとお聞きをしております。そうした中で今、灯油の問題でありますけれども、これは今、選挙中ですので、どういうふうな形になっていくかわかりませんが、国ではやるという新聞報道がありました。ない場合には、今お話しのとおり、町としても考えていきたいというふうに思います。

それから、1,800円というのが本当に10万円の中の1,800円というのは非常にやっぱり高いのではないかと。それは素直にそう思います。

それから、真に必要なところに必要な予算をつけるという、そのお話もそのとおりだと思います。先ほど来、町へ言うと町は予算がないんだというようなこと、それから国がやらないからやらないんだ、県がやらないからやらないんだというような答弁というか話がすごく多いんですけども、これは姿勢として、どこの町、村も予算が厳しいのは当たり前のので、そういうことは余り言いわけにはならないということを常々からお話をしているんですけども、なかなかその辺のところ直っていかない。こうこう、こういうことだからこうだというような説明がその都度必要だろうというふうに思います。

今の話をまとめますと、国がもし行わない場合には、状況を見ながら町としても考えていくと、今の時点ではこういう答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（関谷明生君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 原 勝 巳 君

○議長（関谷明生君） 続いて、1番、原 勝巳議員。

〔1番 原 勝巳君登壇〕

○1番（原 勝巳君） 通告に基づき質問させていただきます。

雁田山雁田地区緩衝帯作業について。

雁田地区の緩衝帯は、雁田地区耕作地の作物と、人とけものとの出会いを猿、イノシシ被害から守るために、雁田区民の方々が中心となった雁田地区有害鳥獣類防止対策組合と、さらには小布施町農業作物有害鳥獣駆除推進協議会の皆さんと、また当日参加の方々が毎年秋に行われている作業とお聞きしました。私自身も今回初めて参加してみて、雁田区の方々、関係者のご苦勞を強く感じました。

この雁田山雁田地区は、ここ数年、大変多くの方々が行き交う多目的な場所となり、各種のイベント等が催され、農作物生産地プラス里山雁田山という好立地条件が重なり大変大きく変わってきました。例えば全国的に注目されている小布施見にマラソン、ことしも8,000人近いランナーが里山雁田山の裾の緩衝帯ゾーンを駆け抜け、また子供から家族中が楽しむスラックラインの浄光寺と、また商工会青年部によるスプラッシュゴーカート、さらには全国各地から若者がスノーボードの空中ジャンプを求め雁田山へと、またウォーキングコースとして県内外から大勢の老若男女が参加されており、また地域住民の朝夕の散歩コースとして小布施で唯一の里山として多くの方々に親しまれている雁田山でもあり、栗ガ丘小学校5年生の雁田山登山、町が行う雁田山ハイキングと多岐にわたり多くの人が集う場所となり猿等の出没にも効果が出ているようなお話もお聞きしますが、この場所で多くの方々が安心・安全で楽しめる陰には雁田区民の方々の緩衝帯整備のおかげではないかと強く感じます。

緩衝帯範囲も約4キロほどの広範囲であり、さらには里山景観の保全も求められる昨今でもあり、一層重要な役割を担う緩衝帯になってきていると思います。よって、次の質問をいたします。

雁田区民の方々の労力の軽減を踏まえ、もっと幅広い層に緩衝帯作業の呼びかけをする必要があると思うが、過去3年に参加人数はどのように変化しているかをお聞きします。

それと2番目に、定期的に緩衝帯整備が必要と思われませんが、今後の方針をお聞かせください。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

〔地域創生部門総括参事 八代良一君登壇〕

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 原議員の雁田山の雁田地区緩衝帯作業についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目、もっと幅広い層に参加の呼びかけというような中で過去3年間の緩衝帯の整備の状況でございますけれども、緩衝帯の整備は、もうこれで10年ぐらい前から取り組んでおるところです。雁田山麓に生息する猿やイノシシなどの野生鳥獣から農作物被害を防ぎながら共存をしていくため、小布施町有害鳥獣駆除推進協議会による駆除、あるいは電気柵の設置にあわせて緩衝帯の整備を行っています。

過去3年間の緩衝帯の参加人数ですが、平成23年度100人、それから24年度が130人、25年度が130人、今年度145人と年々参加者がふえてきております。雁田地区の方々に加えまして、有害鳥獣駆除推進協議会の構成員であります猟友会、あるいはJA須高、それからJAの生産部会、それから県関係の職員、それから森林組合、それからボランティア、町職員など、広報等で呼びかけまして幅広い皆さんにご参加をいただいております。

それから、2点目の定期的に緩衝帯の整備、今後どういう方針かというようなことですが、年に一度、11月に雁田の地元の皆さんと協議をして開催をしております。3年から4年かけて雁田山麓の北から南まで整備が行えるよう取り組んでおり、最近では野生鳥獣の出没も減少しており効果があらわれてきているのではないかとこのように考えております。

引き続き現在の形の中でこれからも実施をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関谷明生君） 原 勝巳議員。

○1番（原 勝巳君） 今、ことしが145名、23年度100名、確かに作業する人はふえてはおります。しかし、私がさっき、この雁田地区が大変いろんな方々が集う場所になってきたということを言った意味は、以前は作物を守ると、それは雁田地区の方々が大変な場所なんで、それはもう守るのが真剣になっているんですが、そのおかげに、あの場所がかつての冒険の森の当時は余人も行かない寂しいような場所でしたが、おかげさまでいろんな皆様の努力

で、ああいう場所があれだけにぎやかになってきているんです。ですから、そのにぎやかになってきている楽しんでいらっしゃる方々が自分の安心・安全を担保できているということは、雁田区の皆さんが裏でご苦労してくださるからだと思うんです。ですから、そういう人たちがもう少し感謝の気持ちを持って、もう少し、さっきも言うように北から南と約4キロの緩衝帯でございます。そのほかに電柵とか、トタン板を張ってイノシシを守るとか、そういうのはやると。

これは普通の人にはなかなかできないんですが、緩衝帯の草とか木とか刈り込むということは、ある意味ではどなたさんも参加できるということもありますもので、そういう参加しやすい環境をつくって、雁田区の皆さんのご負担を少しでも軽減するようなことも考える必要があると思うんです。そういう意味で、もう少し東京小布施会の皆様方がふるさとを離れたときに、あ、雁田山登った覚えがあるけれども、今、小布施町では雁田山の地区を緩衝帯整備のために何月から何月間をそういう期間としている、よし、俺は小布施へ帰ったら久しぶりに雁田山に触れてみたいなという、そんな思いもされる方も多分いると思いますもので、そういう意味から、もっともっと、ことしが145名、これは雁田区の方々なんです、そこへプラスアルファとして、このボランティアだとか、そういう方々がもっとふえるような方法は考えられないでしょうか。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 緩衝帯の整備、たくさんの方々が参加をして、みんなで整備したらというようなお話でございます。今までもちょっと広報等でも呼びかけをしてきてはいるんですけども、一層そういった呼びかけをしたり、それから、またスノーボードの皆さんにもお声がけ等々をさせていただいて、できるだけたくさんの方に緩衝帯の整備に参加していただけるような工夫をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（関谷明生君） 原 勝巳議員。

○1番（原 勝巳君） 今の広報等で広く呼びかけということだけでは余り強さが見られないと思いますので、これ、私の1つの考えなんです、そう簡単に、あれだけの広いところは145名の方々ではとてもやり切れない。ですから、3年に1度ぐらいは北から南までと広範囲ですから当然こういうやり方になるんですが、それをもっと楽しみながら草を刈れるという、そういうことをやるようにするには、里山という観点からいきますと3月10日を里山というような考えを持って、それから9月10日までを6カ月間を里山景観何とかという、そん

なような名称で、もっともっと楽しんで、あ、小布施町行ってみたいな、あの期間だったらいつ行ってもいいんだと、それで地元で鎌とかなたや何かあるもので自由に使える、こんな楽しみ方もあるんならぜひ行ってみたいと、より一層、里山の保全の観点からも多くの人が楽しみながら参加できるような、そんな作業もできるようにしたらいいかなと思いますが、これは一つの提案みたいな話になるんですが、お聞きしていただければありがたいと思います。

続きまして……

○議長（関谷明生君） 今のは、提案、要望でよろしいのでしょうか。

○1番（原 勝巳君） すみません、ちょっと私なかなかちょっと上がっていますもので、まことに申しわけないんですが、一応提案ということでお願いいたします。

続きまして、2点目の質問に移ります。

北陸新幹線延伸に合わせ、さらなる小布施町づくりについて。

去る11月4日から14日まで北陸新幹線金沢開業記念の前イベントとして、石川県のJR金沢駅で両県交流の象徴として、巴錦の名づけ親の加賀の殿様のお膝元で、発案呼びかけ人は石川県の北國新聞社で、名菊巴錦里帰りプロジェクトとして殿様菊が結ぶ加賀一信濃プロジェクトが開催され、11月8日の初日には小布施町巴錦保存会長が開幕式に出席され、また、翌々日には小布施町文化協会会長ほか会員と小布施町巴錦保存会会員と町関係者の皆様、総勢36名が文化研修交流され、既に巴錦大づくり4鉢と5本立て50鉢を送られ北陸新幹線金沢開業記念に花を添えられました。

巴錦保存会長は北陸新幹線が長野、金沢を結ぶかけ橋になることや、小布施町コーナーでは江戸時代の浮世絵師、葛飾北斎が巴錦を描いたことなどを紹介するポスターも飾られ、文化経済交流を進める気運が高まっていたと須坂新聞にも述べられておりました。

小布施町では200年前から巴錦が栽培され、一時期は絶滅したのではないかとされている中、1人の老人、故永井浦吉様が一生懸命育てられていたが、ご高齢のため次の世代の菊の関係者に託され、また葛飾北斎の菊図に巴錦が描かれていることを誰も知らない中、若き元会長三井隆一氏が町の協力を得てウイルスの除去の成功した巴錦の花を咲かせ高井鴻山記念館に飾っておいたところ、来訪者がその巴錦を見て、これが北斎菊図に描かれている菊ですかと尋ねられ、当時の館長がびっくりされ、にわかに巴錦意識が高まり、栗ガ丘小学校の巴錦育成とともに全戸配布され、さらには1軒1株運動にまで発展し、また北斎巴錦と商標登録をされて、また玄照寺境内には巴錦伝承の地という石碑が建てられ今日に至り、両県の

かけ橋になりつつ、また町制60周年記念式典には加賀藩主の子孫、前田家18代当主、前田利祐様が来町され町制60周年に花を添えられました。これこそ1人の老人から受け継がれた菊が大輪を咲かせた町民力のたまものではないでしょうか。

北陸新幹線延伸を機に、そんな現実起きたことを考えると、まだまだ多くの新たな小布施町づくり資源が眠っていると思います。例えば日本一長い信濃川の流れている小布施町にとっては、千曲川一番潮より北陸新幹線駅飯山市に向かう約4時間のカヤック下り、(仮称)日本の大河を新幹線を乗り継ぐカヤック旅小布施も一案かと思うが、ほかにもいろいろあると思うが、町はどのような考えをお持ちですか。

よって、次の質問をします。

来年3月に北陸新幹線が長野から金沢に延びることにより来訪者のふえることを願い、さらなる小布施町づくりについて町はどのように考えていますか、お聞きします。

○議長(関谷明生君) 市村町長。

[町長 市村良三君登壇]

○町長(市村良三君) もう11時ですけれども、皆さん、おはようございます。

栗ガ丘小学校6年生の児童の皆さん、先生方、傍聴ありがとうございます。そして、きのうから傍聴においでいただいている皆さんも心から感謝を申し上げます。

原議員のご質問にお答えを申し上げます。

ただいまご質問の中にありましたように、巴錦、これは小学校6年生の皆さんも毎年立派な巴錦の鉢をつくっていただいておりますけれども、先輩の皆さんの努力によって大切に守ってきていただきまして、今、盛んに小布施町のシンボル、花の町小布施のシンボルとして随分ふえていただきました。どこでも見られるようになりました。そういうさまざまな保存運動、あるいは金沢市との関係、金沢市というか前田家との関係というところに、北國新聞が100周年の記念事業の一つとして小布施町との交流ということで、先ほど原議員がご質問の中で述べられたようなすばらしい試みがなされたわけであります。

来年の3月14日にいよいよ金沢駅まで延伸されるわけであります。この殿様菊が結ぶ加賀一信濃プロジェクトに小布施の巴錦保存会、また文化協会が参加していただいて巴錦を出展をしていただき小布施をご紹介していただいたことは大変ありがたいことと思っております。

また、60周年の記念式典には、巴錦保存会の皆さんのご尽力により、お話にありましたように加賀前田家18代当主前田利祐さんにお越しをいただき花を添えていただきました。これをご縁に小布施と金沢との巴錦の交流がさらに発展するようご期待申し上げ、関係の皆様

は、この場をかりて改めて御礼を申し上げるところであります。

さて、新幹線延伸に伴う小布施のまちづくりはというご質問であります、その新幹線延伸によって小布施のまちづくりが変わるということはないというふうに考えております。これまでどおり、町民の皆さんにとって安心してお住まいいただける安全なまちづくり、でき得れば、この町にお住まいいただいてよかったと思っただけけるようなまちづくりを議員各位初め町民の皆さんとの協働で、今、議員からご提案をいただいたようなことも1つの資源として、さらに進めていくことが大切というふうに考えております。

きのう、きょうと議員各位からさまざまご質問いただいておりますが、定住促進であるとか、交通の安全、災害への備え、子育て支援、教育の充実、ご高齢の方にとっても住みよい町、健康づくり、環境に対する配慮など基本的な事柄の充実であります。少し具体的に申し上げます、これから始めていく国道403号の人を大切にしたい道づくり、あるいは基幹産業である農業を主体とした商工サービス業、さらに医療までも加えた連携による新産業の創出、地域間交流はもとより世代間交流の振興等々、小布施らしい方法でまちづくりを行っていくという基本姿勢は変わらないというふうに思っております。

ただ、来年は4月に善光寺の御開帳もあり、来町の皆さんはまた大勢おいでいただいでくださることは間違いのないところでありまして、そうした来町の皆さん方も町民の皆さんの今進めていただいているまちづくりに共感していただけるものというふうに考えております。ですから、特別のイベントを行うとか、あるいは観光キャンペーンのようなことは必要がないというふうにも考えております。

ただ、地域間の交流は大変大切だと一層思っております。さきのお話の巴錦交流もその一つでありまして、昨年からは石川県加賀市の観光推進機構と北陸信越運輸局の肝いりで、加賀市と小布施での以前、大島議員からご質問がありましたロハスというものをめぐるコンベンションの交歓事業を模索を開始しておりますし、富山県の氷見市、寒ブリとお魚で有名ですが、氷見市からは、先ごろやはりこの415号という国道をめぐっての景観の問題から、まちづくりの皆さんが本川市長を先頭として40名視察にお見えになり、ぜひ深い交流を結びたいと、ありがたいお話をいただきました。

本川市長からは、海のある小布施、これを目指しますという身に余る光栄な言葉と本格的な交流のあり方についての検討を始めたというメッセージをいただいておりますし、さらには遠く福井県鯖江市の牧野市長からは近々ぜひ会いたいというお言葉もいただいております。これは、あるいはご案内のところでございますけれども、鯖江市もウォーキングを機軸とし

た市民の皆さんの健康づくりに非常に力を入れておりまして、小布施の取り組みとあわせて交流をしながら、いいところを取り合っていくような交流をしたいということで、先ごろのガウダーさんの講演にも、20名を超える高齢者の皆さんが鯖江で行っている元気をつくるための体操というようなことも大変楽しい雰囲気披露をさせていただき、その後の小布施視察から、ぜひ小布施町と深い交流を結びたいというありがたいお話をいただいております。

さらには、法政大学現代福祉学部への推薦入学の同志であります福井県大野市、このすばらしい市でありますけれども、その岡田市長を初め、市民の皆さんも、ぜひこれから小布施と交流を深めたいというような本当に身に余るような、どこもすばらしい市でありますけれども、小布施にお声をかけていただいて、具体的な打診、それから交流に向けての準備、これを今進めさせていただいているところであります。

このように新幹線延伸により北陸、上越地方との交流はますます盛んになっていくでありますし、また盛んに、さらに深めていかなければならないと決意を新たにしているところであります。先ほどの原議員のご提案も胸の中に入れながら、さらに大きな交流を目指して頑張ってもらいたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 原 勝巳議員。

○1番（原 勝巳君） ただいまは大変すばらしいいろいろな話をお聞きしました。私がなぜこういう質問になったということは、8月28日、月尾先生の講演の中で、時代は国から地域です、多様な文化が残る地域にこそ資源がありますという中で、たまたま先生の趣味がカヤックで、市村町長も最初の紹介の話でカヌーですか、乗って、ひっくり返って死にそうになりましたと大変笑いも含めたいい紹介されて、そんなことがきっかけなんです、今お話しのとおり、各石川県、富山、いろんなところにも、この月尾先生は恐らく講演に行っていると思います。その中で、今言ったように、恐らく地域にこそ資源がある、そういうことを言われて、当然それを聞かれた方は、よし来た、私たちのところにもそんないい資源きっとあるかもわからない、みんなして探そうという強い思いを恐らくみんな感じたと思います。ぜひ、そんなことも含めまして、これからも力強い小布施づくりをしていただきますようお願いいたします。

それに対して、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） おっしゃるとおりだと思います。時代は地方というか、今、中央のほ

うでは、あるいは国では、地方が困っているから地方創生というようなことをしきりにおっしゃっていますけれども、これはどうも上から目線のように感じられてなりません。むしろ地方に暮らす私たちがこの豊かさ、本当の意味での豊かさをしっかりと認識して、逆に中央へ、こんなに地方は豊かだぜということを示していくという価値観の転換のときだというふうに考えております。

頑張りますので一緒にお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 以上で原 勝巳議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関谷明生君） 続いて、4番、小西和実議員。

〔4番 小西和実君登壇〕

○4番（小西和実君） 通告に基づきまして、国道403号整備の今後について質問いたします。

3年前に平成23年4月から開催されました小布施町国道403号整備デザイン会議が平成24年4月24日までの1年間行われました。この会議は私も会員として参加しておりましたが、22名の会員で構成され、毎月1回会議をして議論を深めてきたという背景があります。この会議に基づいて小布施らしい道をつくるための議論を行い、理想的な道路整備の計画としていく提言をするための国道403号デザイン計画提言書が作成されました。この提言書に準じた形で、来年度から国道403号の整備事業が行われるものと期待しております。

私が初めてこの国道403号の整備について質問させていただいたのは、今から約2年半前の平成24年6月会議ですが、この提言書を提出してから1年半が経過しても整備計画の動きがないことから、昨年度末であることしの3月にも提言後の動きに関して質問をいたしました。そのやさきに4月には急展開で国道403号の整備推進が決定されたということで国道403号整備が現実のものとなり、会議に参加した1人として、また町民の1人として小布施の明るい未来がつくられていくのだという印象を持ちまして大変喜ばしく思っております。

また、この403号については、先月の11月16日には東京理科大学小布施町まちづくり研究所による恒例のシンポジウムが開催され、その場でもこの国道403号整備事業の始まりを大きなテーマとしておりました。

そんな町内の取り組みの流れもあり、議会として、より理解と見識を深めるため先月の11

月26日には県内のほかの地区の国道403号など道路の視察のため、松代の403号、上田市の北国街道、埼玉県川越市の町並みと蔵づくりの視察へ行ってきました。私自身の視察の感想としましては、それぞれの地域の特性は異なるため、小布施はやはり独自の小布施らしい道にしていくべきであると私なりの結論は変わりませんでした。

さて、申し上げるまでもないですが、この国道403号の整備内容と時期は多くの町民の皆さんの生活にもかかわっております。国道403号沿線だけでなく、通勤ラッシュ等の時間には403号から時間短縮のため迂回しようと住宅地の生活道路へ進入して猛スピードで走る車も多数あります。

この403号の会議の中ではさまざまな意見が出され議論されてきましたが、やはり町民の皆さんが安心・安全に生活できる道路づくりが大切であると思います。先ほど小林正子議員も、除雪に関して403号について言及されました。正子議員は以前にも段差の解消について403号について言及していましたが、私自身も403号のデザイン会議が始まる1カ月前の平成24年3月会議でも安心・安全な道づくりについて質問をいたしました。町民の皆さんと生活という目線を重視していただき、日常生活に直結している道路整備を重視し、一刻も早く町民の皆さんや特に子供やお年寄りに危険がないようにしていっていただきたいと思います。

具体的なことにつきましては、歩道の段差の解消や、この403号のデザイン会議の中において高木教授からご提言いただいていた渋滞緩和のための時差式の信号の導入などが整備においてはとても重要であると考えております。会議の中でさまざまな意見が出され議論が深まりましたが、最も重視すべきことの一つは、やはり先ほどから申し上げておりますが町内に住む皆さんの快適な生活であり、安心・安全な道路を一刻も早く整備していただきたいということが1つあります。

この国道403号について質問を行ってからの2年半の間、私自身も落ちついた雰囲気、あるいはちょっと寂しい雰囲気と思っている駅前になたなともしびをとすべく取り組みを続けつつ、第2次修景事業の次は駅前修景事業であるという町長の答弁から、いかに403号の活気あるにぎわいと駅前の落ちついた空間のつながりを構築していくべきかを考え検討を繰り返してまいりました。さまざまな角度から検討を深めてまいりますと、県による道路整備だけではなく、小布施町としての403号周辺の修景及び空き店舗の活性化も重要であるということに思い至りました。

例えば今現在、403号には空き家や空き店舗が数軒あります。また、私が物心ついたころから母親や祖父母に連れていってもらってお菓子などを買ってもらっていた思い出のある

403号にあるスーパーも閉店されてしまいました。403号の南部は栗菓子屋さんを中心ににぎわいが生み出されていますが、駅前に近い北部については空き家と空き店舗が多いことから南部のにぎわいから分断されているという傾向があります。それは、道を共有空間としていくに当たっても不都合であると思われる。また、駅前と403号をつないでいくことにも不都合であるということは自明であります。国道403号を小布施らしい道にしていくには、これらの問題をどう解決していくかということが重要であると思います。

そんな中で国道403号という道路だけでなく、町並みに一貫した流れ、雰囲気、デザイン性を生み出していくには修景及び空き店舗の活性化という観点が重要であると考えますが、これはやはり町内全体での議論というよりは、実際にそこにお住まいの方、お店を出されている方など地権者、当事者同士の合意形成が重要であると考えます。そのためには高井鴻山記念館周辺で行われたかつての修景事業のときと同様に、403号沿いでもこのような発端となった五者会談、五者会議のような取り組みをしていくべきであると痛切に感じております。

提言書の中でもこれには触れておまして、栗菓子屋さんの地域を中心と捉えた観点からですが、国道403号の整備を機会として修景地区の持つ質の高い景観的特性を南エリアや北エリアに推し広げていくことが、できるだけ少ない費用で小布施町のまちづくりをさらに前進させることにつながると明記しています。

ただ、国道403号のみを小布施らしい道にただけでは、その通り全体は小布施らしい道にはなりません。403号という道路だけではなく、通り全体の町並みに一貫した流れ、雰囲気、デザイン性を生み出していくためには、やはり何度も申し上げますが修景及び空き店舗の活性化という観点が重要であると考えます。やはりどんな時代や状況であっても高い志と強い信念を持った者の行動のみが変化を起こしていくのだと思います。今我々が知恵と力を出し合って小布施の未来をつくっていかねばなりません。

そこで、403号を小布施らしい道にしていくための整備計画とそれらに関する内容についてお尋ねいたします。

デザイン会議の中では第一期、第二期及び第三期という期間で検討を行いました。実際の計画全体の詳細なスケジュールはどうなっているのでしょうか。

また、歩道の段差の解消や、会議の中において高木教授からご提言いただいた渋滞緩和のための時差式の信号の導入などが整備においてはとても重要であると考えます。特に会議で具体的な議論が行われていた歩道整備、照明計画、電柱の地中化については具体的にどのように取り組むことになっていきますか。

また、県による道路整備でなく、小布施町としての403号周辺の修景及び店舗の活性化も重要であると考えますが、その対応についてはどう考えていますか。

○議長（関谷明生君） 畔上リーダー。

〔地域創生部門グループリーダー 畔上敏春君登壇〕

○地域創生部門グループリーダー（畔上敏春君） 小西議員の国道403号整備の今後についての質問にお答えを申し上げます。

国道403号の整備につきましては、本年3月会議で議員から、また6月会議で小林一広議員から一般質問があり、お答えをしているところですが、前回のお答えと重複する部分もありますが、平成24年7月23日の長野県知事への国道403号整備デザイン計画提言書提出後の状況、今後の予定につきましてご説明を申し上げます。

平成24年7月の提言書提出後、道路管理者である須坂建設事務所と小布施町で整備に向けた検討をしてきております。まず、工事区間につきましては、議員ご質問の中にありましたように、提言の中では3つの工区に分けて実施をすることとしておりましたが、緊急度の高い箇所を優先して実施することとし、バイパス信号機から駅前線交差点までの間を1工区とし、駅前線交差点から北側を2工区として実施することで調整をしております。

県では、平成27年度からの事業化に向け11月に現地実測調査を発注し、その成果と町の提言書、町で地権者に確認をした用地の意向等を踏まえ町と協議をしながら早ければ来年3月には道路中心線を入れた図面を作成し、沿線住民の皆さんに説明会を開催していきたいとしております。早ければ平成27年度から一部用地取得に着手する予定となっております。

歩道整備、照明計画や電線類の地中化につきましては、県での中心線の定着に向けた検討作業とあわせ、できる限り町の提案が実現できるよう関係機関と調整をしながら検討をし、調整ができ次第、皆さんにお示しをしていきたいとしております。

また、整備の手法につきましては、11月16日の東京理科大学小布施町まちづくり研究所主催のシンポジウム「いよいよ動く、国道403号整備事業」のパネリスト、国土交通省都市局街路交通施設課長清水喜代志さんより、街路交通施設課は画一的な整備ではなく、地域の実情に合った幅広い整備を推進する部署であると。国道の整備であっても制度活用が可能と考える。相談をいただければ一緒に検討するとのありがたいお言葉もありました。検討をする際の手法として生かしていきたいと思っているところであります。

国道403号の整備とあわせた周辺の修景や店舗の活用についての町の考え方はということですが、国道403号沿いには既に見本となる地域、修景事業を実施した地区が2地区ありま

す。これらの地区は、行政からの押しつけではなく、みずからその地区をよくしようという住民の発意から実現したものであり、町は側面的な支援をしたものです。現在検討している国道403号の整備につきましても、以前からお話をしているように画一的な整備ではなく、小布施のまちづくりの特徴的な官民協働の一体的な土地活用や敷地の緑化など魅力ある沿道景観を皆さんのご協力をいただきながら一緒に築き上げていこうというものでございます。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 今、答弁いただいた内容をお伺いしますと、具体的な整備の始まりに向けた取り組みが行われていることに非常に喜ばしく思っております。この中でいろいろ始まっていくということなのですが、最後のところで実際参考になるところですが、答弁いただいたとおり住民の協議を始めていこうということであるとすればなのですが、いただいたとおりだと考えています。当然、住民の動き自体が一番重要でありますし、例えば私も議員でもあります、まず最初に小布施町の町民であります。

そういった町民の中での気運が高まらなければ、修景であったりというところは難しいと思うんですが、この例えば403号の整備デザイン会議は市村町長も参加されていたと思いますが、そして、かつ以前の最初の修景事業の参加者でもあると思います。そういった中で今後のこういった403号の周辺であったりとかというところの修景についてということはどうのように捉えていらっしゃるでしょうか。

基本的にこの回答をいただいた中であれば、気運が高まれば、前回も同じようなことを質問したときもありますが、同じように協力をしていただけるということであると思うんですが、例えば全然何もしないということではなくて、定期的な連絡会議を持つということをしたり、そういった中で出てきた話の部分を例えば協力していただいたり、支援していただくということも重要ではないかと思えます。

例えばこの403号のデザイン会議自体も参加者を募って、出たいと言った方が出てきてくださったという背景もありますし、こういったようなものをもっと小規模であっても、あるいはインフォーマルな形であっても何かしら行政と連携しながら小さなものを何か始めていくということが必要ではないかなというところで、何もしないということになってしまうと、ちょっと職務怠慢ということではないんですが、どうなのかなというところはあるんですが、今までいろいろなことを経験されてきた市村町長としては、このあたり当事者からの観点ということでもいいんですが、どのように捉えていらっしゃいますか。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 再質問にお答え申し上げます。

まさしく小西議員のおっしゃるとおりだと思います。やはりああいうような修景をつくっていくというのは、町全体ではなかなか難しいことですが、幾つかのコアをつくっていくということで、今、第1、そして第2まで来ておることなんですけれども、やはりその地域の地権者の皆さんのどなたかが強いリーダーシップをとっていただく、あるいはそこに核となるべく何らかの施設、あるいはこれは施設といっても商業施設であったり、いろんな施設があろうかと思えますけれども、そういう核になるものが要るなというふうに思っています。

行政的に何もしないというのは怠慢だと、そんなことは全くないわけでありまして、しないなんてことはないわけで、ただ、あくまでもやっぱりその地権者の皆さん、主体に対して応援するという立場ですね。これはずっとそうですね。例えばその地域に何らかの、例えば第2修景で申し上げれば池田邸というものが1つ核としてありました。そこへ非常に有力な、会社としてだけではなくて、地域づくりにも非常に熱心な企業をお招きをするとか、そういう手伝いというのは幾らでもできると思うんですね。

ですから、まずは、その地区の人ということであれば、その地区のリーダーになっていただく方が必要だということと、こういう場所があるので、ここに何とかこういう何かをというようにであればもちろんやぶさかではありませんし、そういう可能性というのは高いというふうに思えますね。

そういう形で当然応援をさせていただきますし、こういう会議があるからちょっと来なさいということであれば、いつでも伺う用意はあります。

○議長（関谷明生君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関谷明生君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして3問質問させていただきます。

まず、第1問ですが、空き家対策についてでございます。

小布施町は平成26年3月24日付で空き家等の適正管理に関する条例を制定しました。さて、それに関連した法律が建築基準法第10条がありますけれども、それとの整合性について、まず最初伺います。

建築基準法第10条、保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置ということで、第1項、特定行政庁は建築物の敷地、構造、又は建築設備が第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないが、著しく保安上危険であり又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して相当の猶予期間を付けて当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限、その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができるという規定がございます。この規定を用いて実際に活用した市もあるようですけれども、この整合性がまず第1ですね。

次に、小布施町がこの条例を制定するに当たってですけれども、全国では300以上の自治体がこの条例を制定しているようですけれども、この小布施町が条例を制定するに当たって、その参考にした自治体はどこか。また、なぜそこを参考にされたかが2つ目ですね。

それから、3つ目ですけれども、現在のその条例の適用状況ですね。3月ですから、今は12月ですので。それから、空き家の実態です。これは東京理科大学・小布施町まちづくり研究所が丹念に調査をされています。それによりますと、小布施町全域では92カ所の空き家があると。でも、この空き家というのは条例上の空き家ではなくて、いわゆるグレーゾーンでしょうか。私としての造語になりますけれども疑似空き家といいましようかね。疑似空き家が存在するということです。

その資料を具体的にちょっと述べますと、伊勢町が9軒、上町4軒、中央・中町8軒、横町7軒、東町3軒、福原9軒、山王島2軒、北岡2軒、押羽8軒、都住7軒、六川14軒、林2軒、中扇1軒、松村6軒、雁田3軒、中条2軒、飯田1軒、大島4軒と、こうなっております。これらについて経過年数とか手入れの頻度、経緯、所有者の居住地、将来の居住規模等、詳細に調べられております。

例えば経過年数は半年から50年ぐらいたっておるとかですね。それから手入れは週1回から年1回ぐらいという相当の幅があります。経緯については、入院とか廃業とか死亡とか、いろいろありますね。それから、所有者の居住地は町内小布施もありますけれども、首都圏とか長野県とか町外の人結構おられます。将来、その疑似空き家でしょうかね、あるいは空き家、そこに居住する希望がどれだけあるかないかで調べてありますけれども、73軒はな

いと、92軒中ですね、73軒はないという、こういう結果が出ております。

以上、空き家といっても一くりにできない、そういう状況が見てとれるわけです。少子高齢化等、転出者の増加による人口減少とが相まって、いわゆる条例上の空き家、あるいは疑似空き家がますます増加することが予想されます。調査結果からも明らかなように、空き家の実態も多種多様をきわめています。それゆえに、行政としてワンストップの空き家総合相談体制、職員の業務負担軽減を図るためには関連専門機関、建築業や、あるいは不動産業者ですかね、そういう人との連携を含めた体制をとることが急務と考えますが、いかがでしょうか。

次に、助成について伺います。

それに移る前に、まず民法第717条にちょっと触れておきたいと思います。これは工作物の不法行為に関する条文ですけれども、第717条、土地の工作物の占有者、所有者の責任。土地の工作物の設置又は保存に瑕疵あるによりて他人に損害を生じたるときは、その工作物の占有者は被害者に対して損害賠償の責めに任ず。ただし、占有者が損害の発生を防止するに必要な注意をなしたときは、その損害は所有者、これを賠償することを要すと。この条文は、いわゆる事故が何か起きた場合、その場合に損害賠償が発生するというわけですが、これは所有者等が無過失に責任を負うわけですね。

そういうことを前提とした上で、この町の条例ですけれども、この町の空き家条例は事前に対処するものですね。事前に対処するものですから、いわゆる所有者の財産権との関係が出てくるわけで、デリケートな問題となるわけです。それなりに行政によるその所有者等に対するプレッシャーが強いんですね。空き家あるいは疑似空き家の老朽危険化防止、あるいは、また利活用のためにリフォームせざるを得ないとした場合、または解体せざるを得ないとした場合に町としては何らかの助成措置を講ずべきと思いますが、いかがでしょうか。

空き家の利活用については、東京理科大学・小布施町まちづくり研究所でも指摘されているように、所有者と使用希望者を結ぶネットワーク構築が必要と思われませんが、町の体制を伺います。

ちなみに、全国では約4割の自治体で空き家活用事業を実施しているとのことですよ。

次に、空き家の解体撤去後の固定資産税の減免について伺います。地方税法上、住宅の用に供する土地であれば固定資産税が最大限6分の1まで減免されていますが、解体をすれば住宅がなくなり、この前提がなくなるため税額がいきなり最大6倍に高騰します。そうした事態をみずから招くような解体をするのには、所有者はどうしても消極的にならざるを得ない

と思います。危険防止もさることながら、地域の環境保全のための必要経費とすれば税金投入もやむなく、撤去を所有者に促すためにも、その激変緩和策としての固定資産税の減免措置が必要と思いますが、いかがでしょうか。

最後に、できるだけ空き家にしないためと、高齢者福祉の政策としてリバースモーゲージ、逆抵当融資というんですかね、自宅と土地を担保に老後の資金として金融機関などから融資を受ける制度ですけれども、これ、民間ではもう10年以上前から取り入れられているみたいですが、その情報提供、あるいは社会福祉協議会との協力も考慮してもいいのではないかと。

ちなみに、全国社会福祉協議会は、2003年からリバースモーゲージの方式を取り入れた不動産担保型生活資金という制度を本格実施しており、各自治体の社協を通じて、長野県内を含めて2013年までに1,224件、約210億円を貸し付けていると信毎報道でされております。

ご答弁をお願いします。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

〔健康福祉部門グループリーダー 中條明則君登壇〕

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） それでは、私のほうから渡辺建次議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず最初の、条例の制定に伴い建築法10条の関係とか参考にした自治体、あるいは現在の適用状況等でございます。

まず、建築基準法第10条に定める特定行政庁が保安上危険な建築物等に対する措置として行う改善命令等について、特定行政庁でない町が条例で行うこととの整合関係になると思います。これは条例制定時にもご説明したとおり、建築基準法では、特定行政庁、町の場合は長野県になります、特定行政庁は、その建物が著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場合を命令等を行う判断基準と定めております。この判断基準が余りにも不明確であることから、具体的な事例に適用することが困難であると判断した市町村においては空き家条例を策定している実態があります。町も指導、勧告、命令、あるいは代執行を行うに当たっての具体的な基準として管理不全な状態を条例に定め、町として実施することを定めたものです。

参考にした自治体につきましては、同様の条例整備を行っている市町村、議員おっしゃるように全国で350自治体を数えております。県内でも平成24年現在、飯山市ほか3市町村であり、身近なこれらの自治体の条例を参考にさせていただきました。

適用状況につきましては、現時点ではありません。これは、同時に整備した不良状態防止条例における改善対象案件を比較した際に、まずは不良状態の改善を早急に図ることが必要と判断し、現在そちらの事務手続を進めております。しかし、危険性の早急な除去を依頼される対象家屋は少なくとも2軒と認識しており、可能な限り速やかな着手を進めます。

なお、理科大による空き家調査では、議員ご承知のように、町内には92軒の空き家の存在が確認されております。

それから、空き家診断の相談体制ということでございますが、条例第7条で管理不全な空き家に対し職員による立入調査を行います。その際に専門家の同行を図り客観的な意見を求めることになり、空き家や予備軍などの所有者の方々のご相談を受ける窓口というものは今の条例では想定はしておりません。

それから、リフォームや解体費助成、それから解体撤去後の激変緩和に向けた固定資産税の減免ということで、まとめてお答えいたします。

代執行の前に所有者の自発性による空き家対策を促す方策としてのご質問と捉えます。国では空き家に係る地方自治体による条例制定など、これまでの動きを受け、空き家等対策の推進に関する特別措置法を整備し、さきの参議院本会議で可決成立されました。今後も高齢独居化が進むことが予測されることから、危険な状態での空き家になる前に何らかの手段を講じることが求められてきており、法に反映されたものです。

措置法の公布日程は未定ですが、この法案では防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家について除去や修繕等に対する指導、勧告、命令、さらには代執行の規定及び直ちに深刻な状態にない空き家について、その建物や跡地の活用等、市町村としての計画策定が行えることや、市町村が行う空き家対策への国の支援などが盛り込まれています。

このように、今後、空き家に対する法的根拠が明確にされ、その対応も市町村として実施計画に反映することが可能になることから、ご提案の方策や先ほどの相談窓口開設等につきましても今後の検討課題として捉えてまいります。

それから、空き家予備軍へのリバースモーゲージあっせんはということでございますが、高齢者が土地家屋を担保に一定の範囲内で生活資金を年金形式で受け取る金融商品であり、終了後の財産権が他者に渡ることから、これも空き家予防の一貫として捉えます。

自宅に住み続けながら老後の資金をスムーズに調達できることがこの商品の最大のメリットと言われます。しかし、本商品に関しては子供等の同居が認められないなど制度の改善を

求める意見もあり、また契約期間中、想像以上の金利上昇により借入れ残額が増加した場合、担保割れが生じること、あるいは契約者が契約時の想定年齢以上に長生きしたときに借入れ残額が終了し、その後の生活不安につながってしまうなどのリスクも存在します。持ち家を担保に資金を借りるか否かについては、リスクとリターンを十分見きわめた上で、その方の自由意志で行っていただき、あえて行政があっせんすることは控えたいと思います。

よろしく願いいたします。

〔8番 川上健一君出席〕

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 条例適用が2軒ほどあるというふうにありましたけれども、具体的にどのようなものか教えていただけますか。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） お答えをいたします。

その2軒につきましては、具体的に私どもほうにまだ相談があったわけではございません。ただ、そのうち1軒につきましては地域づくり懇談会等々でも住民の方からご意見をいただいているような状況でございますので、まだちょっとその詳しい状況についてお話しできる段階ではありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に移りたいと思います。

不審者対策ということですね。

ほぼ毎年のように、不審者による子供が被害者となる悲惨な事件が報道されています。事故が起きてからでは遅いわけで、でき得る限り防犯対策を講じなければならないと思います。また、町は行っていると信じています。

園児や児童・生徒に対する防犯教育と、最近の不審者情報について伺います。

次に、こどもを守る安心の家について伺います。

どのような場所に、どんな基準で、いつから何軒存在していますか。

導入するに当たっての目的と、現在の実効性ですね、実効性はどうか。

また、今後についてですね。犯罪抑止力のさらなる強化に向けての方策を伺います。

○議長（関谷明生君） 池田総括参事。

〔教育部門総括参事 池田清人君登壇〕

○教育部門総括参事（池田清人君） 渡辺議員の不審者対策の答弁を申し上げます。

幼児、児童・生徒の防犯教育につきましては、学校、あるいは幼稚園、保育園におきまして、保護者、あるいはPTAなどの協力をいただきながら被害防止対策、それから防犯教室を進めておるところであります。

幼稚園、保育園では、これは毎月避難訓練を行いまして、その中で不審者からの被害防止等の教育、指導、時には紙芝居等を活用しまして行っております。

また、毎年3月には交番のお巡りさんからのお話を聞いたり、年1回ホワイトエンジェルズ隊の皆さんから「いかのおすし」の体操など教えていただいて取り組んでおります。

小学校におきましても、新年度4月に新入児童を対象にしました安心の家の確認、それから登下校の危険箇所の確認を行っております。5月からの個別登校の移行の際には、さらに地域安全マップ等をもとにした個別の指導も行っております。

中学校におきましては年2回避難訓練を行っておるわけですが、その中で防災とともに防犯意識を高める教育も進めていただいております。

町では、平成17年4月に自治会連合会、育成会、交番、防犯指導委員、PTAなどによります子供の安全対策検討会を開催いたしました。この平成17年というのは、この約3年ほど前に大阪府の池田小学校で児童の殺傷事件、非常に衝撃的な事件が発生したものでございますけれども、以降、類似の事件が全国的に多発いたしまして、非常に子供たちの安全が憂慮される時期でございました。このときの危機感を持って町内における検討会を行ったわけですが、以後、同報無線による注意の呼びかけ、それから防犯パトロール用のマグネットの作成、またこどもを守る安心の家の増加などの強化、それから見守り隊の組織づくりなどの取り組みを進めてまいりました。

不審者情報につきましても、不審者メールの配信や同報無線による周知、また公用車による防犯パトロール等も積極的に取り組んでおるところであります。

今後におきましても、地域ぐるみで犯罪から子供たちを守るため、地域住民、自治会、育成会、保護者、学校、警察、防犯協会などと連携をしまして、不審者が子供たちに近づきにくい地域づくりというものを進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

それから、2番目のこどもを守る安心の家でございますが、こどもを守る安心の家は、子供たちが知らない人から声かけ、痴漢、つきまとい等の被害を受けたり、けがをしたなど困ったときに安心して駆け込める場所を提供する活動として取り組んでおります。

こどもを守る安心の家を設置することにより子供たちの保護、防犯活動を推進、強化するものでございます。これは当町だけでなく、須坂、上高井地区で須高「こどもを守る安心の

家」協議会を設置しまして、警察や防犯協会とも相互の連携を進めて取り組んでおるところであります。

町での経緯を申し上げますと、平成13年度に設置検討会が開催され、平成14年1月に委嘱式を実施しまして設置をしております。小学校の通学路を中心としました自営業、あるいは周辺の商店、また日中在宅のお宅等をお願いをしております。当初は50軒程度の登録でしたが、17年度に新たにお願いをしまして30軒ほどふやさせていただいて、現在約80軒の登録をいただいております。

安心の家の役割は子供の一時保護と、状況により学校、あるいは110番通報をするわけですが、それだけにとどまらずに、登下校の声かけ、または不審者を見かけたら人相や着衣、あるいはナンバー等もメモしていただくなどの活動をお願いをしております。また、子どもを守る家には警察署から掲示する看板をいただいております、これらも活用をさせていただいております。

須高管内におきまして事件につながるような駆け込み、あるいは保護は今のところ幸い発生しておりませんが、子供たちや保護者の皆さんの安心感などには大きな効果があるものと思っております。

今後についてですけれども、全国では、ご指摘のとおり、子供が犯罪被害者となる凶悪事件がまだ後を絶ちません。子供を犯罪被害から守るために地域としてできることは何か、子供に無関心でいることは犯罪を誘発してしまうおそれがあるものと思われまます。多くの町民の皆さんの協力をいただき、地域ぐるみで子供を見守る活動に取り組むことが必要ではないかというふうに考えております。こうした視点から、子どもを守る安心の家は全ての通学路をカバーできるものではありませんけれども、地域で子供たちを見守る大きな力となり犯罪の抑止力になるものと思われ、引き続き活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

今回、ご質問をいただきまして改めて安心の家を振り返りますと、やや登録をしたままで防犯協会、あるいは警察署のほうに任せ切りになっているような感が否めないというふうに反省をしております。今後におきましては新規加入の啓発を行うとともに、それぞれご協力をいただいているお店やお宅に、年度当初、私ども教育委員会の職員もお伺いをいたしまして、改めてお願いや情報の共有など連携を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくまたお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） その安心の家ですけれども、看板が出ていますよね。看板が必要なのかどうかとちょっと疑問に思ったんですけれども、看板のあるところは安心できるけれども、じゃ、ないのは安心できないのかというのがね、そんなふうに捉えられなくもないものでね。看板についてはどうなんですかね。

○議長（関谷明生君） 池田総括参事。

○教育部門総括参事（池田清人君） 看板につきましては、警察署のほうでそれぞれの家庭にいただいておりますけれども、事情により設置されていないお宅もございますが、地域からそういった犯罪を締め出すという意味での抑止力として活用をいただくように私どもはお願いしております。

ライポくんのこのマスコットが書いてある看板なんですけれども、小布施に適しているか適していないかみたいな議論もあろうかと思っておりますけれども、そういった面で子供たちによくわかる、低学年にもわかるものとして活用をさせていただいておりますので、よろしくご承りいただきたいと思っております。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3問目に移りたいと思っております。

「シルバー安全安心カルテ」の導入について伺います。

まず最初に、町内における家庭や施設などでの徘徊の実態はどうか伺います。

また、その際、徘徊者の探索において難点となったことはどんなことでしょうか。

可及的迅速に徘徊者を発見するための一つの方法として、あらかじめ本人の情報をまとめて保管できる「シルバー安全安心カルテ」を導入してはと思うのですかいかがでしょうか。

信毎報道によりますと、安倍首相は現行の認知症対策の5カ年計画を見直し、新たに省庁横断的な国家戦略を策定することを打ち出したとのこと。厚生労働省研究所の推計によると、2012年時点で認知症と軽度の認知障害が見られる予備軍の合計は計約862万人。65歳以上高齢者の約4人に1人の割合になるとのことです。2025年には団塊の世代が全員75歳以上となり、中重度の認知症がふえると見込まれているとか。行方不明の防止はもちろん、本人や家族を地域でどのように支えるか対応は待ったなしということ。です。

長野県内では、本人の名前、住所、身体的特徴、行く先として予想される場所などを書き込んだ「シルバー安全安心カルテ」の運用をしている市や村があるということ。徘徊するおそれがある認知症高齢者の家庭があらかじめこのようなカルテを保管し、行方不明になった時点で警察署に出す取り組みとのこと。行方不明者の早期の発見に結びつくと思わ

れるこのような制度を導入するお考えはないでしょうか。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

〔健康福祉部門総括参事 竹内節夫君登壇〕

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） まず、第1点目、町内の徘徊の実態ということですが、これについては町に徘徊が生じたということで、その搜索の依頼といったものがあつたものについて把握をしてございます。過去5年ですけれども、平成21年度はございませんでした。それから22年、23年がそれぞれ2件ずつ、24年が1件、去年は3件、ことし26年はこれまで2件、町に搜索の依頼、同報無線によります広報ですとか、そういう依頼が届いております。

難点となつたということについて、特にまだ検証していないんですけれども、残念な結果としまして、22年、23年ではそれぞれ1名ずつの方がお亡くなりになつた状態で発見となっております。

それから、2点目の「安全安心カルテ」についてでございますが、これについては県内では塩尻警察署、これが塩尻市、朝日村の2市村と連携し、導入をきっかけ、これを機に長野市でもその徘徊対策の一環として進めていると聞いてます。メリットについては、ただいま議員からご指摘のとおりだというふうにも認識しております。

町の実態でございますが、去年ですけれども、徘徊が心配されるおひとり暮らしのご高齢の方を支えます介護事業所、こちらからの依頼がございまして、実際にただいま申し上げた、その実態というものの中からやはり早急な手当が必要であろうということで、この方に対しての個別支援会議といったものを開催してございます。

これは、その該当しますご高齢の方が徘徊の危険性があるということで、万が一徘徊した際の連絡体制、それからその搜索方法ですね、こういったものをあらかじめ確認する作業でございまして、これについては、この介護保険事業所、あるいはその方の遠い親戚の方だつたと思うんですが、そういった方からの要請もありまして、町交番にもこの会議に入つていただくようお願いをし加わつていただいており、現在、この1件のお宅について警察、それから介護保険事業所、あるいは町によります情報共有体制といったものをとつております。

今後は、こうした仕組みをより多くの認知症を抱えるご家族の方々にご理解いただいて、情報共有といったものにつなげてまいりたいと考えております。また、この情報共有にあわせまして、より早期発見体制といったものも行つてまいりたいということで、現在、近隣を事業エリアとします配達配送業の皆さん、あるいは電気、ガス事業者の皆さん、それから住

民の皆さんにもぜひご協力をいただく中で、徘徊が生じたときの早期発見を目的とした情報提供ネットワークづくりといったものを進めてまいりたいということで今検討しておるところでございます。これは町のみならず、近隣市町村とも連携した広域によるお互いが見守りをしましょうという体制をつくりたいということで、現在、近隣市町村の関係部署ともお話を進めておるところであります。なるべく早い時期にご協力いただける関係の皆さんとの協定締結が図れるように進めてまいりたいと思っております。

加えて、認知症への対応につきましては、全ての町民の皆さんが認知症に対する理解を促進されることが大切であると思っております。隣近所がその徘徊を食いとめる大きな役割を果たしてくれる地域社会づくりといったものにつながるように進めたいと思っております。これは、現在、策定に向け開催しています介護保険計画策定懇話会でも同様のご意見をいただいております。認知症を世間がもっと理解できるように行政が主体となってその地域に出向いた話し合いなどをもっと行うように求められていまして、今後の行政の活動に位置づけていく予定でございます。

このように、安全カルテと同様の情報共有システムについては体制づくりといったものを現在進めております。今後は、より、この町、あるいはこの近隣市町村における実態に即した体制整備といったものを進めてまいり、住民の皆さんに広くご認識いただけるような事業化といったものに早急につくり上げてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（関谷明生君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時 15 分の予定です。再開は放送をもってお知らせします。

休憩 午後 0 時 0 9 分

再開 午後 1 時 1 3 分

〔2 番 小林一広君出席〕

○議長（関谷明生君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（関谷明生君） 順次発言を許可します。

2番、小林一広議員。

〔2番 小林一広君登壇〕

○2番（小林一広君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

少し大げさではありますが、大局的にこの小布施町の将来あるべき環境について私なりに考えてみたいと思い、お聞きしたいわけでございます。

通告には要点だけということで書いて、質問をかなり長く書いてきたんですけども、答弁のほうにかなり詳しく書いてあるので質問の要旨ということでお聞きさせていただきます。

I P C C、これは国連の気候変動に関する政府間パネルでございますが、ことしの10月27日から31日までデンマークはコペンハーゲンで開催されました。その結果として、第5次統合計画というものをまとめ、発表されました。そこには、今世紀末までに温室効果ガスの排出量をゼロにする必要があることが発表されております。これは基本的に化石燃料との決別を示唆したものと受けとめられております。

こういった方向を受け、小布施町はどう考えているのかということをお聞きするわけですが、この発表以前に、やはり2011年3月11日、東日本大震災という我が国において、また世界においても非常に注目される災害が起きてしまいました。このことを踏まえれば、この報告前にも、もう既に対処すべき方向もあるかと思っておりますので、以下のことについてお聞きしたいと思います。

まず第1番目、この報告を行政はどのように捉え、どのように考えているのか。

2番目、世界の一員として小布施町が今現在行っていることは何か。

3番目、今後小布施町としてどのようなことを行うべきか、またどのようなことが実行可能なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（関谷明生君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、小林議員のI P C C、第5次統合報告書に照らして町が行うことのご質問にお答えを申し上げます。

最初に、この報告を行政はどのように捉え、考えるかということでございます。

お話がありました I P C C、気候変動に関する政府間パネルにつきましては、このまま温室効果ガスの排出が続きますと、今世紀末に世界の温度は工業化前、いわゆる産業革命前に比べまして最大で4.8度上昇、海面は最大で82センチ上昇するとしておりまして、このため異常気象や海面の上昇、水不足や生物の絶滅など人々の生活や健康、生態系に深刻で広範囲にわたり後戻りできない影響が出るおそれがあるとしております。そのため、それを避けるために目指す気象の温度の上昇を産業革命前の2度とした場合、これを達成するためには多様な道筋があるとしておりまして、各国政府に迅速な行動を迫っております。要するに、いろんな形で各国が対応していけば道筋はあるということでございます。

これはかなり、今お話ありましたとおり世界的な話であります。事実、当町小布施町におきましても、いわゆる温暖化によりまして、日本におきましては例えば40度ほどに達する気温の上昇や逆に冬には豪雪、数十ミリに達します集中豪雨、季節外れで非常に強い台風が発生等々ありますし、また感染症等の流行もございます。人間社会の営みがもたらします地球の温暖化は自然との共生を破壊し、人間が地球に存在することさえ危うくしているというふうにと考えるとございまして。

こうした状況を打開するためには、I P C Cの報告のとおり世界各国がまず現在の危機的状況をしっかり認識いたしまして、自国の利益に固執せず一体となって問題解決に向かっていくことが必要だと考えるところであります。次世代に地球上に存在する豊かで多様な自然や環境を伝えていくことは今を生きる我々の責務と捉え、行えることから実行することが求められていると思います。日本におきましても、国、県、市町村、そして国民全員がそれぞれの立場で地球温暖化防止に向けて早急に取り組んでいくべきと考えるところであります。

次に、現在、町が行っていることとあります。

町といたしまして地球温暖化や環境問題にどのようなスタンスで取り組むかを明確にするため、新たな環境施策の構築に向けた計画策定作業を進めてきております。当初予定しておりました東京大学先端科学技術研究センターとの連携はご存じのとおり中止せざるを得ない事態となったわけでございますが、現在、千葉大学等を中心とする皆さんとの協力をいただいております。年度内には小布施町エネルギー推進計画、仮称でございますが、これを作成していく予定であります。

今会議の初めの日にお認めいただきました補正予算で、委員会でも説明しましたとおり、千葉大学を中心にした自然再生エネルギーの実行可能性を探るための調査事業が行われます。これらの調査結果をもとに、これまで計画策定に携わっていただきました自然エネルギー策

定懇話会の皆さんにも加わっていただきまして、この策定を行っていく予定でございます。

また、今年度、栗ガ丘小学校にエアコンの設置工事と再生可能エネルギーの導入の推進や経費削減等を目的といたしまして太陽光発電システムの設置工事を行いました。資材調達の関係もありまして、この工事については、つい最近終わったところであります。

当初は、エアコンの使用に伴い夏期の電力使用料が大幅に増加すると見込みまして、電気代が1年間のうちで最も多い電気量を使用するいわゆるデマンド方式に対しまして、この電気の接続することを考えていたわけでございます。しかしながら、発電量が10キロワットでございまして、最大電力の使用量の抑制効果が少なく、金額的には年間を通じた売電価格が抑制効果による金額を上回ることから、エアコンへの接続は行っておりませんで売電というふうにしております。

なお、発電量を確認できるモニターであります。これを1階理科室の廊下側の壁に設置しておりまして、小学生が発電の状況やいわゆる日射の強度等を目で常に見られるようにしてございまして、環境教育にも役立っているものと考えております。

次に、町として今後何が行えるか、また何が実行可能かというご質問であります。

小布施町エネルギー推進計画によりまして、自然エネルギーによる発電事業の推進に取り組んでまいります。この計画に基づくハード整備については国庫補助金を見込めるものがありまして、事業実施に当たって課題となる資金面についても支援を受けることで事業を実際に行える可能性も増してくると考えております。

さきの補正予算でお認めいただきました低炭素化推進調査事業補助金により行われる調査につきましては、これまでの調査において当初、当町では有効でないとしていました水力について自然エネルギーとして高い可能性が見込まれることから、有効な資源として活用が図れないか詳細な調査が行われる予定であります。この結果によりまして、活用可能な発電施設の建設について検討していくことも可能であると考えております。

今まで町として行えること等の話をしてまいりましたわけでありましたが、この今までのこういった概要につきましては、利用可能な自然エネルギーの施策でありまして、太陽光発電という自然エネルギー、あるいは水力関係の推進であると言えます。ただ、やはりこの計画につきましては、より体系的な中での位置づけが必要ではないかと考えております。

例えば国におきましてはいわゆる法律をつくっております。平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律が公布されております。この法律におきましては、都道府県と市町村は温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策

定するというふうにこの法律において定めております。長野県におきましては、地球温暖化対策と環境エネルギー施策を統合して進めるため、第3次の県民計画といたしまして、平成25年2月に長野県環境エネルギー戦略、第三次長野県地球温暖化防止県民計画を策定しております。

また、近隣の市におきましては、長野市におきまして長野市地球温暖化対策地域推進計画をことし4月に改定しておりますし、須坂市におきましては須坂市地球温暖化防止実行計画を平成23年3月に作成しております。これらの計画につきましては、構成といたしまして計画策定の趣旨や背景、計画期間、現状と課題、基本とする目標の設定、目標を実現するための政策、政策を実現するための県民、市民、企業者といわゆる事業者、そして行政の役割や取り組みを定めております。

小布施町エネルギー推進計画は、この単独の計画として策定を進めてきておりますが、いわゆるこうした計画における目標を実現するための政策に該当するものでございます。したがって、町といたしましては、この小布施町エネルギー推進計画の位置づけを明確化する上におきましても、また地球温暖化防止計画に向け、町、町民、企業等の事業者の皆さんが一体となって取り組んでいくために、町としての地球温暖化防止計画、あるいはこれに準じるものをやはり早急に策定していく必要があると考えております。

町として行えることにつきまして、こういった策定をしていく温暖化防止計画において、より基本的な策定を進め、今申し上げました町民の皆様、あるいは行政、企業と事業者の役割や取り組みをより具体的にすることで、さきに申し上げました自然エネルギーによる活用の検討に加えて、実際に行えること、これから行っていくべきことを明確化していけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 小林一広議員。

○2番（小林一広君） 答弁の中で、東大の先端科学技術研究センターの富田先生が亡くなられたことにより中止されて、その辺の一番理想の設備が途中で頓挫してしまったのは若干小布施町の実行面でのスピードを緩めてしまったとも私も感じております。しかし、やはりまだまだ実行している内容がかなり小布施町は少ないと感じております。こういった共通する大きな認識を持ちながら、いろんなことに対応していただきたいと考えております。

それで、今は排出量ということでの質問をさせていただきましたが、CO₂の濃度についての観測も行われております。これはハワイはマウナロア観測所で行われているわけでござ

いますが、1958年から観測し始めまして56年がたちました。その現在、濃度の値は400 p p mというふうに言われております。この数値は非常に危険な数値でありまして、450 p p mが限界点になるというふうにされております。この濃度に達すると、今までに体験したことのないような気候変動が起きると言われております。あと50 p p mしかございません。単純な過去の平均で見ると、年7.14 p p m増加している計算になります。だけれども、近年の上昇率はこの速度以上に進んでおります。仮にこの平均で計算した場合には約7年でこの危険数値に達してしまいます。恐らく、それよりももっと今の状態でいくと速いスピードで到達する可能性があります。

先ほどというか、排出量の問題では、二大排出国であるアメリカと中国が排出量削減について中国が同意したという結果も報告されております。ただ、中国は2030年をめどに減少に向かわせるということがございます。まだまだ16年も先、中国の場合にはそのまま放出し放題という感覚でございます。やはりそういう数値を見ますと、この450 p p mにCO₂濃度が達するのは、かなり早まるのではないかというふうに感じております。

今、日本でもかなり想定できない現象が起きております。俗に言う竜巻でございます。日本では、今まで台風は存在したのですが、竜巻という現象はほとんど見られませんでした。ところが、ここ数年、皆さんでも思い返していただければわかると思うんですけども、竜巻の被害がかなりのところに出ております。やはり小布施町としてできること、小布施町としてできることは数値的にはほんのわずかなことではございます。けれども、やはりこういったところからそういった取り組みをするのは非常に大切なことだと感じております。

そういった排出量の問題、またCO₂濃度の問題、両方の面でかなり緊迫した状態に来ているかと思えます。そういったものを踏まえまして、再度確認ということで小布施町の将来、もう一度副町長のお言葉で聞かせていただければありがたいと思えます。よろしく願います。

○議長（関谷明生君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 今、再質問いただいたわけでございます。いわゆる二酸化炭素の関係につきましては、やはりかなり今、世界的にもかなりの勢いで二酸化炭素の排出量も出ていると。いわゆる限度、限界に近づく形の中で、あと30年ぐらいで、今のままで進みますといわゆる目標とするところの2度、2度温度は超えてしまうだろうと言われております。

ある意味、これは世界的なお話なんですけど、いわゆる二酸化炭素の排出を町レベルでいかに削減するかということでありまして、これは町としてできることということで、先ほど申

し上げたこの計画をこれから進めていくわけですが、今恐らくできることといたしますと、やはり自然再生エネルギー、再生可能エネルギーのできるだけ町といたしましても、こういったものを皆さんに呼びかけて、その切りかえ、あるいはその推進をしていくということかと思えます。

例えば実際にここで小学校の校舎にそういった太陽光発電システムをつけたわけですが、これも今後、県の計画の中にも、できるだけいわゆる太陽光発電につきましても考えられることは、恐らく具体的にはそういった施設の屋根等の利用、あるいは未利用地の使用だろうと今指摘されておまして、こういったことも市町村としての取り組みを県としても奨励していくとございます。そういった意味で町といたしましても、今後、いわゆる公共施設等のそういった発電の可能性については探っていきたいと考えております。

また、これからつくる計画の中で、例えばわずかではございますが、町民の皆様が家庭の中でできるだけいわゆる省エネ型の電化製品を使ったり、あるいはよく言われる車ですね。これも二酸化炭素の排出量の少ないエコカーを使うなり、あるいは日々の生活の中で、いろいろ今回もお話もありましたが、できるだけ車を使わない、徒歩で歩くという、そういった一つ一つの積み重ねもやはり必要ではないかと考えておりますし、事業所におきましても、できるだけ機械設備については効率化を考えていただいた上で購入なり使用する。あるいは事業所そのものもエコカーの導入、エコドライブをしていくですとか、そういったことでそれぞれの方々に町としてもやっていただけること、またやっていただけることが可能なことについて呼びかけはしていきたいと思っております。

町として実際的にできること、また町民の皆さん、あるいは企業等、そういった方々にお願いただけることをしっかりと整理して、そういった再生エネルギーの推進に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 小林一広議員。

○2番（小林一広君） 再質問というより、これは要望になるかと思えますけれども、やはり目に見えた実行力がどうしても乏しいと思えます。ぜひ目に見える形で実行速度を進めていただきたいと思えます。

すみません、これで質問終了します。

○議長（関谷明生君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 富岡信男君

○議長（関谷明生君） 続いて、6番、富岡信男議員。

〔6番 富岡信男君登壇〕

○6番（富岡信男君） 通告に基づきまして質問します。

都住駅周辺の整備について。

長野電鉄の小布施駅、都住駅は通勤通学で利用する人を初め、観光で訪れる皆さんにとっても玄関口であり、小布施町の顔となる場所でもあります。

小布施駅前の整備は昭和56年8月に都市計画事業として決定し、小布施駅については昭和60年10月に新しい駅舎が完成、昭和61年3月には駅前広場の整備も県の事業によって完成しています。町でも、まちづくりの中心事業として位置づけ、さわやか駅前ゾーンとして昭和63年3月には駐輪場等も完成するなど、緑あふれる憩いのある駅前広場が完成し、大勢の皆さんに気持ちよくご利用いただいています。都住駅を見ますと、町の玄関口でありながら人がくつろぐ場所も施設もない、トイレも何十年前の施設でくみ取り式、水飲み場、送迎用の駐車施設もないなど町の玄関口としての体裁をなしていません。

小布施町は面積も狭く、歩いて楽しめる町です。都住駅でおりて、駅のすぐ横にある中子塚古墳、中条地区にある古堂塚古墳を見て、雁田山周辺に散在する古墳や名刹、観光施設等をめぐり、町内中心部に入り帰りは小布施駅から帰るコースの設定も可能かと思えます。このように、駅を利用した事業や駅周辺の施設整備により利用者の増加も見込めると思えます。

都住駅の現状を見ますと、近所の皆さんによる花壇の整備、緑化はしてありますが、観光案内施設もくつろぐ場所もありません。町として計画的に整備をすべきと思いますが、考えをお聞かせください。

また、都住駅から町営グラウンドへ向かう道路は幅員が狭く、路肩もありません。この道路は通勤通学者、幼稚園児の送り迎え、観光で訪れた皆さんも数多く利用されています。昨年の3月会議で計画的な道路整備について質問した際、道路については、現在403号のバイパス整備を長野県で検討を始めている、これに関連して、必要があれば連結する町道の整備も計画策定する、地元要望があった道路について町の担当職員が現場を確認して、優先的に整備をしなければならないところを計画的に整備していきたい、相当数の要望がある中、危険度、緊急度を考慮し計画的に整備したいとの答弁がありました。

私が先ほど申し上げたとおり、歩道もなく幅員も狭い道路で危険度、緊急度は高い状況であり、緊急な整備が必要と言える路線かと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

〔地域創生部門総括参事 八代良一君登壇〕

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 富岡議員の都住駅周辺の整備ということでございますが、まず、トイレの改修、あるいは駐車スペースの設置、それから東側道路の拡幅というようなご質問でございます。

現在の都住駅の利用状況を見ますと、およそ1日当たり210人ほどの利用があり、そのうち通勤や通学のため定期を利用されている方が180人ほどとなっております。また、岩松院方面に観光に訪れた方の利用もあると思っております。

駅は、議員がおっしゃるように、町の玄関口とも言われ、おり立ったときのその町のイメージが決まるとも思っております。都住駅周辺を見ますと、ご質問にありましたように、周辺の方々による緑化等、住民の皆さんによる環境整備はされておりますけれども、トイレですとか駐車施設など公共的施設の整備がなされていないという状況です。

トイレの改修につきましては、地域連携長野電鉄長野沿線活性化協議会の中でも電鉄に整備をしていただけないかというようなお話を出していますが、なかなか改善に向けた動きがないというような状況でございます。今後、さらに長野電鉄にトイレの改修の要望は行っていきたいと思っております。

また、小布施町では現在、平成23年度に町内に設置されている公共的トイレの改修を図るために、公共施設公衆トイレ改修計画を策定して順次整備をしてきているところです。維持管理面等、検討しなければいけない課題もございますが、都住駅トイレにつきましても、この計画に位置づけていくというようなことも検討してまいります。水飲み場等の設置につきましても、そういったトイレとあわせての実施と考えております。

それから、前にも質問いただきました都住駅から町営グラウンドへ向かう道路の整備というご質問です。

現状を見ますと、道路の幅員が4メートルから4.5メートルとなっており、車同士が無理なくすれ違いができる十分な幅員とはなっておりません。また、自治会と自治会のはざまみたいな位置する道路となっておりまして、地元からの要望の声が届きにくい道路だというふうにも考えております。

今後、地域の人の声をお聞きしまして、必要があれば地域の皆さんのご協力、特に拡幅で

すので用地等にはどうしてもご協力が必要になりますけれども、そういったご協力をいただく中で整備をしていきたいというふうに思っております。送迎用の駐車場につきましても、そうした道路等々とあわせて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（関谷明生君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） ただいま答弁ありましたが、私はトイレ、水飲み場の整備をということで質問しているんじゃないで、町の玄関口としての機能を持たせるという意味で質問をしています。

先ほど申し上げましたとおり、小布施駅前広場はまちづくりの中心事業として位置づけ、町が主体的に整備を進めた経緯もございます。また、長野電鉄へ要請する、トイレ等を要請していくということでございますが、長野電鉄へ要請するだけでなく、駅としての機能を持たせるため周辺整備を含め町事業としての対応をどう考えているかということで、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、道路整備につきましても、答弁で地元からの要望が届きにくい道路である、地域の皆さんのご意見をお聞きし、必要であれば整備ということでございますが、私、前回もお話ししましたし、今回も、こう一般質問しているのは、多くの住民の皆さんから要望があり質問しているので、具体的な対応を、早急な対応を求めたいと思いますが、その点について答弁をお願いします。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 1点目の都住駅周辺、町が主体として整備ということでございますが、これにつきましては長野電鉄都住駅そのものの改修ですとか、そういったことも前提として出てくるのかなという感じはしております。具体的に都住駅周辺をどうやって整備しようかという構想、今のところは持ち合わせをしておるわけではありません。そういった中で長野電鉄としっかり周辺整備をどんなふうにするのか、そういったことは検討しなければ、まずは計画策定の前段でやっていくべきことかなというふうには思います。長野電鉄の意向も十分お聞きしながらということになるろうかと思えます。

また、トイレ等につきましては、先ほど申し上げましたように、それを質問しているのではないと言われれば、特段お答えする必要もないのかもしれませんが、町の整備計画の中でも検討していきたいということでございます。

それから、道路の要望、十分、富岡議員のほうには届いているというお話でございます。

私どもとすれば、そういったことをもう一度、改めてちょっと要望はお聞きしたいと思っております。その中で地域の協力というのは、やはり拡張ですとか駐車場の整備というのはどうしても用地にかかわる部分が大変ございます。そんなご協力をお願いしていかないと、道路そのものの拡張というのは難しくなってしまうのかなというふうにも考えております。そうした意味でも、そうした要望をじかに聞き取っていきたいというふうにも考えております。

○議長（関谷明生君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） 今答弁あったわけですが、長野電鉄の対応を待つてというお話でございます。長野電鉄と協議をするのはいいですが、小布施町独自の都住駅周辺の整備をどうしていったらいいかという小布施町の考え方を持って長野電鉄と協議をするんならいいですが、長野電鉄の意向を聞いてから動き出すということでは、小布施町のまちづくりという観点では前へ進まないと思います。

そんな点から長野電鉄周辺の電鉄の駅を見てもそうですが、都住駅ほど傷んでいる駅はありません。それぞれ電鉄の駅とあわせてまちづくりを進めてきているというような経過もございまして、そんな点について、ぜひとも駅周辺の整備を含めて町が主体性を持って進めていただきたいというふうに思います。こんな点について答弁お願いしたいと思います。

それから、道路の関係については、用地の関係があるので改めて地元の皆さんの要望を聞くというお話でございますが、改めて要望を聞くのはいいですが、もう早急な対応が必要な時期に来ているということを何度も申し上げています。そんな点について、具体的にいつから、この道路についての計画、地元説明なり、そういうものを進めるかという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 1点目の都住駅の周辺の整備計画、先ほど申し上げましたように、今の例えば町の総合計画ですとか土地利用計画の中には、そういった位置づけで整備をするというような構想そのものを持ち合わせていないというようなことをお話を申し上げました。今後、総合計画の見直しですとか、そういった中でどんな位置づけができるのか、今ここでちょっと申し上げるには内容が大き過ぎるというようなことで、答弁のほうはちょっとそんなようなことの中で今後の検討というふうにも考えております。

それから、道路の関係につきましては、今ここでいつやるというようなこともちょっと答弁はできないんですけども、なるべく早急な整備ができるようなふうに進めていきたいというふうに思っております。

○議長（関谷明生君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） 今、平成27年度の総合計画の見直し、駅周辺の整備については総合計画の見直しの中で検討したいということですが、そうなってくると28年度以降ということになります。あれだけあの周辺がもう駅の体裁をなしていないという中では早急な対応が必要かと思いますが、そんな点について町長の考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 都住駅周辺とそれにつながる道路ということで質問いただきまして、私は農村部の活性化拠点ということで西部地区と東部地区はかなり充実化をしてきたんですが、北部と東北部についてまだということがございます。北部のほう、これもややおくれているんですが、フラワーセンターという1つの拠点があるなというふうに感じておりまして、さて東北部はということになりますと、今回の都住駅というのが非常に大きな示唆をいただいたなというふうに思っております。

先ほど質問の中で、駅をおりて中子塚神社、それからせきざわさんのところを通って古堂塚の古墳、それから岩松院へ向かうというのが1つのコースになっているというのは私も何人かの方からお聞きをしております。そういう意味で昔は駅の前にも商店があったり、一つの都住としての中心であったなということを改めて思い返しておりますので、これは大変いいご示唆をいただいたと。だから今、いつまでにどうだということはちょっと言えませんが、私の中ではかなり強くこのことを意識させていただく。

それから、今の道路のほうのご質問については、これはグラウンドへ向かうやつですね。これについても何番目ということ、あるいはいつからというのはちょっと今申し上げられませんが、できるだけ早期に検討させていただいて、今回のご質問をいい機会とさせていただいて前へ進めたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（関谷明生君） 以上で富岡信男議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（関谷明生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時53分